

「建設汚泥再生利用指針検討委員会」報告書目次構成(案)について

1. 目次構成の考え方

建設汚泥リサイクル指針

1999年発行

[建設汚泥の再生利用を取り巻く状況の変化]

- ・新たな施策の実施
 - 発生土利用基準の改訂
 - 建設汚泥の廃棄物該当性判断基準通知
- ・新たな再生利用技術の開発 等

[建設汚泥の再生利用の状況]

- ・再生利用率は上昇したものの他品目と比較すると低い水準にある。
- ・再生利用と称して、不適正処分されるケースがまだ多い。

「建設汚泥再生利用指針検討委員会」報告書

2006年3月

建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

解説書

建設汚泥再生利用指針

建設汚泥再生利用基準

建設汚泥リサイクル原則化ルール

建設廃棄物処理マニュアル

国土交通省作成

環境省作成

2. 建設発生土の有効利用に関する取組みとの比較

建設汚泥の再生利用に関する取組（案）

「建設汚泥再生利用指針検討委員会報告書」

（座長 京都大学 嘉門教授）

「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」

（事務次官通達）

「建設汚泥再生利用指針」

（上記ガイドライン等の解説書）

「建設汚泥再生利用基準」

（技術調査課長・公共事業調査室長通達）

「建設汚泥リサイクル原則化ルール」

（技術調査課長
公共事業調査室長
営繕計画課長
事業総括調整官 通達）

建設発生土の有効利用に関する取組

「建設発生土等の有効利用に関する検討会報告」

（座長 京都大学 嘉門教授）

「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」

（事務次官通達 H15.10.3）

「建設発生土等有効利用必携」

（建設発生土等有効利用研究会 H15.10）

「発生土利用基準について」

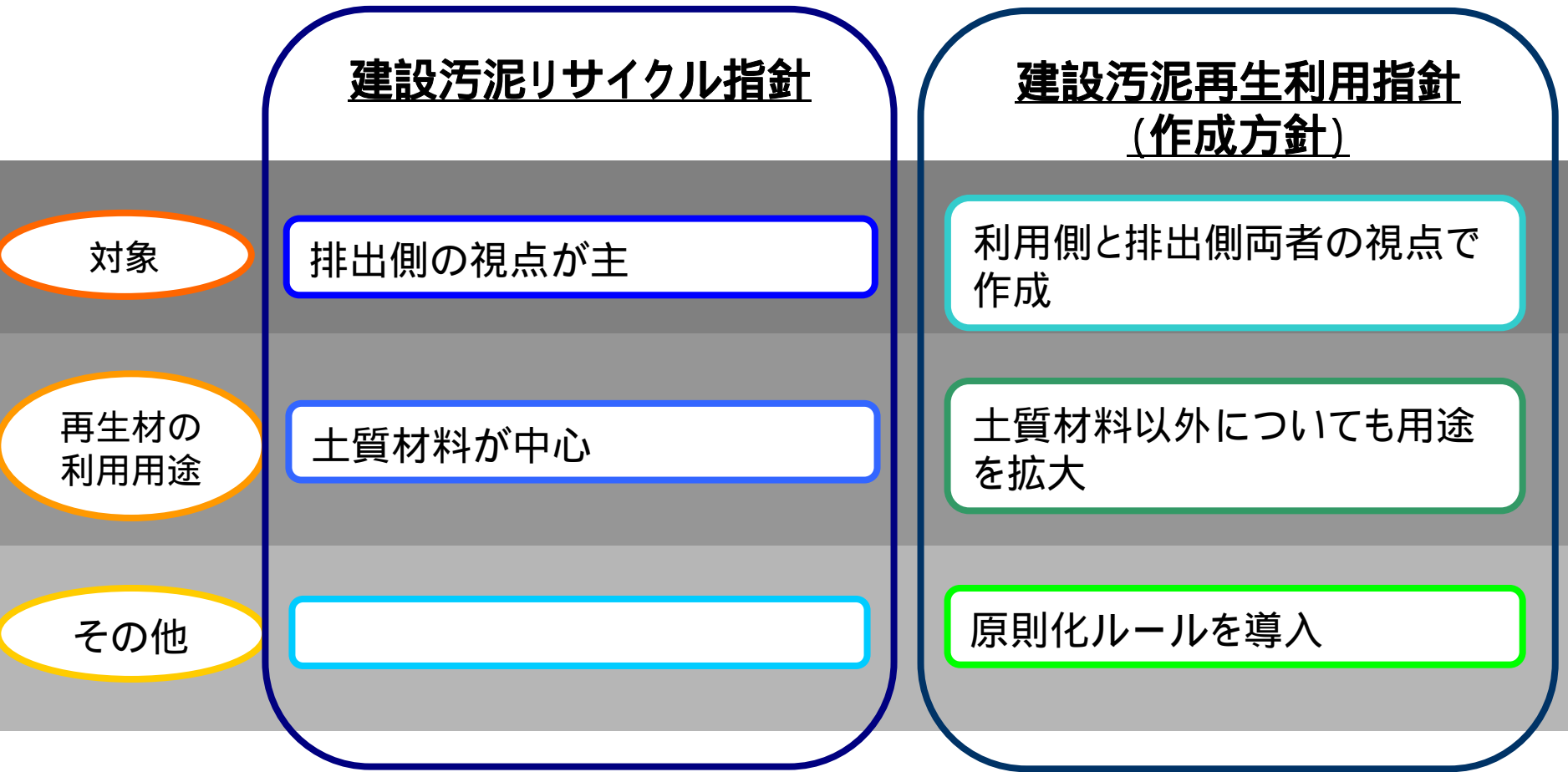
（技術調査課長・公共事業調査室長通達 H16.3.31）

「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」

（技術調査課長
公共事業調査室長
営繕計画課長
事業総括調整官 通達 H14.5.30）

3. 目次構成

「建設汚泥リサイクル指針」と 「建設汚泥再生利用指針」との相違点



「建設汚泥再生利用指針検討委員会」報告書目次構成

建設汚泥リサイクル指針目次 (1999年発行)	建設汚泥再生利用指針目次(案)	「建設汚泥再生利用指針検討委員会」 報告書目次(案)	委員会資料等との対応
本編	本編	I. はじめに	
総論 I 目的	I 背景と目的	1. 背景と目的	資料1-1 資料1-5
II 本指針の構成	i-1 背景	2. 建設汚泥の定義	資料2-6
III 適用範囲	i-2 目的	II. 建設汚泥の現状と課題	
IV 用語の解説	II 適用範囲	1 建設汚泥に関する現状	資料1-4
V 建設汚泥	III 建設汚泥の定義	(1)建設汚泥の排出・再資源化等	
v-1 建設汚泥の定義	IV 建設汚泥に関する現状等	(2)中間処理施設の立地状況	
v-2 発生工法と性状	iv-1 建設汚泥に関する現状	(3)再生利用の状況	
VI 建設汚泥の発生・利用実績	iv-2 建設汚泥の処理方法	(4)最終処分場の残余容量	
VII 建設汚泥利用の考え方	V 建設汚泥に関する課題	(5)不適正処理	
vii-1 発生抑制	v-1 再資源化等の停滞	2. 建設汚泥に関する課題	資料2-4
vii-2 再生資源としての利用の促進と利用	v-2 中間処理施設の偏在	(1)再資源化等の停滞	
vii-3 廃棄物としての取り扱い	v-3 再生利用の低迷	(2)中間処理施設の偏在	
vii-4 コストの考え方	v-4 最終処分場の残余容量の逼迫	(3)再生利用の低迷	
VIII 関係者の役割	v-5 不適正処理	(4)最終処分場の残余容量の逼迫	
viii-1 リサイクルの手順と関係者の役割	VI 建設汚泥再生利用に当たっての基本的な考え方	(5)不適正処理	
viii-2 企画・設計段階	vi-1 排出抑制の徹底	3. 建設汚泥の再生利用に当たっての基本的な考え方	資料2-5
viii-3 施工計画段階	(1)自ら利用の推進	3.1 排出抑制の徹底	
viii-4 施工段階	vi-2 再生利用の推進	(1)自ら利用の推進	
制度編 I 建設汚泥の利用の方法	(1)工事間利用の推進	3.2 再生利用の推進	
II 自ら利用	(2)市販品利用の推進	(1)工事間利用の推進	
III 有償売却	(3)リサイクルの原則化	(2)市販品利用の推進	
IV 再生利用の制度	vi-3 適正処理の推進	(3)リサイクルの原則化	
iv-1 個別指定制度	vi-4 関係者の役割の徹底	3.3 適正処理の推進	
iv-2 再生利用認定制度	VII 建設汚泥再生利用の具体的方策	3.4 関係者の役割の徹底	
技術編 I 建設汚泥処理の概要	vii-1 排出抑制	III. 建設汚泥再生利用方策	
i-1 建設汚泥の土質区分上の位置付け	vii-2 再生利用	1. 建設汚泥の発生抑制	
i-2 建設汚泥の処理技術	(1)工事間利用	2. 建設汚泥の再生利用の推進	
II 処理土の品質区分と適用用途標準	1)品質基準	2.1 利用用途別の品質基準	資料1-6、資料1-7
ii-1 概説	2)生活環境保全上の基準	(1)建設汚泥の再生品の利用用途と要求品質等	
ii-2 処理土の品質区分	3)品質確保方法、施工管理	1)建設汚泥の再生品の利用用途	
ii-3 品質判定のための試験方法及び頻度	4)制度	2)利用用途ごとの要求品質	
ii-4 適用用途標準	①自ら利用	2.2 用途別入手方法	資料2-8 資料2-9
III 建設汚泥の処理方法	②有償売却	(1)自ら利用	資料3-3
iii-1 建設汚泥の性状把握および分類	③個別指定制度	(2)個別指定	
iii-2 処理方法の選定	④再生利用認定制度	①公共工事での利用	
iii-3 前処理	(2)市販品の購入	②民間工事での利用	
iii-4 処理技術	1)品質基準	(3)市販品の購入	
IV 建設汚泥の利用における留意点	2)生活環境保全上の基準	2.3 公共工事での利用拡大	資料3-4
iv-1 概説	3)品質確保方法、施工管理	(1)リサイクル原則化ルール	
iv-2 処理に関する留意点	参考編	2.4 パイロットケースの実施	資料3-5
iv-3 処理土の運搬・貯蔵(仮置き)に関する留意点	I 用語の解説	3. 建設汚泥の不適正処理防止策	資料2-7
iv-4 処理土利用にあたっての留意点	II 建設汚泥の処理方法	(1)適正な処理業者を選定できる仕組みづくり	
V 土質材料としての利用用途別利用法	ii-1 建設汚泥の性状把握および分類	(2)排出事業者と処理業者との適正な契約の徹底	
v-1 概説	ii-2 処理方法の選定	(3)廃棄物処理法の遵守の徹底	
v-2 盛土・裏込めとして利用	ii-3 前処理	(4)建設汚泥のフローの把握	
v-3 埋め戻しへの利用	ii-4 処理技術	4. 関係者の役割の徹底	資料3-6
	III 建設汚泥を排出する際の留意点	4.1 関係者の役割の明確化	
	iii-1 概説	4.2 関係者の連携強化	
	iii-2 処理に関する留意点	4.3 関係者の再生利用に関する意識の向上	
	iii-3 処理土の運搬・貯蔵(仮置き)に関する留意点	第4回委員会	
	iii-4 処理土利用にあたっての留意点		
	IV 建設汚泥の再生品を工事間利用する際の留意点		
	iv-1 概説		
	iv-2 埋め戻しへの利用		
	iv-3 裏込めとして利用		
	iv-4 道路用盛土として利用		
	iv-5 河川築堤への利用		
	iv-6 土地造成への利用		
	iv-7 鉄道盛土としての利用		
	iv-8 空港盛土としての利用		
	iv-9 水面埋立てへの利用		
	V 市販品を購入するにあたっての留意点		
	v-1 スラリー化安定処理土		
	v-2 路盤材		
	v-3 ブロック		
	v-4 軽量骨材		
	v-5 ドレーン材		
	v-6 緑化基盤材		

赤字は「建設汚泥リサイクル指針」からの追加箇所

「-」は指針間及び指針と報告書との対応を示す

「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(事務次官通達)

「建設汚泥再生利用基準」(技術調査課長・公共事業調査室長通達)

「建設汚泥リサイクル原則化ルール」(技術調査課長・公共事業調査室長・営繕計画課長・事業総括調整官通達)

(独)土木研究所等で検討